

佐世保市工事成績評定評価委員会設置要領の一部を改正する要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(委員会の委員及び組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 契約監理室長 (2) 港湾部次長 (3) 土木部次長 (4) 都市整備部次長 (5) 農林水産部次長 (6) 環境部次長 (7) 水道局事業部次長 (8) その他委員長が指名する課長職以上の職員</p> <p>2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は契約監理室長を、副委員長は土木部次長をもって充てる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、契約監理室技術監理課とする。</p>	<p>(委員会の委員及び組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>港湾部次長</u> (2) <u>土木部次長</u> (3) <u>都市整備部次長</u> (4) <u>農林水産部次長</u> (5) <u>環境部次長</u> (6) <u>水道局事業部次長</u> (7) <u>技術監理課長</u> (8) その他委員長が指名する課長職以上の職員</p> <p>2 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、<u>財務部</u>技術監理課とする。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和6年4月1日から適用する。</u></p>

佐世保市工事成績評定評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について事務を行うものとする。

(1) 佐世保市工事成績評定通知実施要領第3条に基づき通知した評定点の内容について、請負者から説明を求められた場合の回答に係わる事項

(2) その他工事成績評定に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 港湾部次長 (2) 土木部次長 (3) 都市整備部次長

(4) 農林水産部次長 (5) 環境部次長 (6) 水道局事業部次長

(7) 技術監理課長 (8) その他委員長が指名する課長職以上の職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数の場合のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者（監督員・担当係長・工事主管課長・検査員等）の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、財務部技術監理課とする。

附 則

この要領は、平成18年10月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。